

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

三重厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日、資格喪失日に係る記録を20年9月26日とし、申立期間の標準報酬月額を昭和17年6月から19年9月までを10円、19年10月から同年12月までを130円、20年1月から同年4月までを70円、同年5月から同年8月までを130円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月まで

A社に学校を卒業してから勤務していた。最初はB社という個人の事業所であったが、その後数社が合併してA社となった。陸軍に召集されていた期間も同社を退職したことはなかった。勤務期間中に厚生年金保険に加入し保険料が控除されていたことが分かる明細が記載されている給料袋もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が昭和16年以前からB社に勤務していたと推認できる上、申立人から提出された給与明細書から、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人はB社で昭和17年1月1日に資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿に申立人の厚生年金保険記号番号が同年1月1日に資格取得していると記載されていることから、保険料の徴収が開始された同年6月1日から労働者年金保険に加入していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人はB社において昭和18年12月1日に資格を喪失し、19年1月1日にA社で資格取得している。しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、9人の被保険者につ

いて2か所に異なる資格取得年月日が記載されており、申立人の氏名は記載されていないものの、18年12月1日に資格取得している同僚のうち、B社に係る被保険者記録のある者は、A社において同日に資格を取得していることから、申立人も同僚と同様に、同年12月1日に同社で資格取得していたと考えることが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、A社での記録として、昭和19年10月1日に月額変更の記載があるが、資格喪失日の記載が無い。しかし、申立人が提出した同社の同年11月1日付けの日給金額の通知書及び同年10月分から20年5月分の給与明細書から、申立人が同社において継続して勤務していたことが確認できる。

加えて、C県の発行する履歴書から、申立人が昭和20年5月18日召集、同年9月25日召集解除されたことが確認できる。当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までに厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による事項によって消滅した厚生年金保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立てに係る厚生年金保険被保険者の資格取得日を、労働者年金保険法が制定され保険料徴収が開始された昭和17年6月1日とし、資格喪失日を、履歴書における召集解除の翌日である20年9月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳及び給与明細書の保険料控除額から昭和17年6月から19年9月までは10円、同年10月から12月までは130円、20年1月から同年4月までは70円、同年5月から同年8月までは130円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、⑥、⑦及び⑨に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和49年1月は15万円、同年2月から同年11月までは20万円、54年1月は17万円、同年2月及び同年7月から同年12月までは18万円、56年1月及び同年2月は24万円に訂正することが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月12日から47年12月27日まで
② 昭和48年3月1日から49年12月31日まで
③ 昭和50年1月27日から同年8月16日まで
④ 昭和50年8月16日から52年1月6日まで
⑤ 昭和52年1月21日から同年12月31日まで
⑥ 昭和53年2月4日から54年3月20日まで
⑦ 昭和54年7月7日から55年1月18日まで
⑧ 昭和55年1月18日から同年5月30日まで
⑨ 昭和56年1月19日から57年1月5日まで
⑩ 昭和57年1月5日から同年7月31日まで
⑪ 昭和57年8月20日から58年1月10日まで
⑫ 昭和58年1月24日から同年11月17日まで

ねんきん定期便の標準報酬月額が実際にもらった給与額とあまりにもか
け離れて低額であるので、調査の上、申立期間について標準報酬月額を訂
正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②A社、申立期間⑥及び⑦B社並びに申立期間⑨C社の標準報酬
月額については、申立人から提出された精算書において確認できる報酬額に

見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された精算書において確認できる船員保険料控除額から、申立人の標準報酬月額に係る記録を、申立期間②のうち昭和 49 年 1 月は 15 万円、同年 2 月から同年 11 月までは 20 万円、申立期間⑥のうち 54 年 1 月は 17 万円、同年 2 月は 18 万円、申立期間⑦のうち同年 7 月から同年 12 月までは 18 万円、申立期間⑨のうち 56 年 1 月及び同年 2 月は 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立期間②A社、申立期間⑥及び⑦B社、申立期間⑨C社の各事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、各事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①から⑫のうち、申立期間①D社の昭和 46 年 4 月から 47 年 11 月まで、申立期間②A社の 48 年 3 月から同年 12 月まで、申立期間③D社の 50 年 1 月から同年 7 月まで、申立期間④E社の同年 8 月から 51 年 12 月まで、申立期間⑤A社の 52 年 1 月から同年 11 月まで、申立期間⑥B社の 53 年 2 月から同年 12 月まで、申立期間⑧F社の 55 年 1 月から同年 4 月まで、申立期間⑨C社の 56 年 3 月から同年 12 月まで、申立期間⑩G社の 57 年 1 月から同年 6 月まで、申立期間⑪H社の 57 年 8 月から同年 12 月まで、申立期間⑫A社の 58 年 1 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された精算書及び給与明細書において確認できる船員保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 38 年 10 月 10 日まで
② 昭和 41 年 2 月 26 日から 42 年 11 月 28 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、申立期間①及び②について、脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。

しかし、今まで一度も脱退手当金を受給した記憶が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

また、申立人が申立期間①及び②に勤務していたA社において、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立人の前後 50 人の被保険者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の請求資格を有する 14 人のうち、実際に受給している者は 1 人もいない上、同社の当時の事業主に照会したところ、「当社では、従業員が退職する時に脱退手当金の説明や請求手続は行っていなかった。」と回答していることを踏まえると、当該事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 350 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

三重厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 20 年 8 月 17 日に船員保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、120 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 8 月 17 日まで

夫から、終戦時まで A 丸に乗船していたと聞いていたが、船員保険の加入記録は昭和 20 年 4 月 1 日までとなっている。夫が生前、当時の状況を詳細に書き残したメモを提出するので一度調査してほしい。また、一緒に乗船していた友人がいるので、その友人にも確認してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 丸と一緒に乗船していたと主張する同僚は、「申立人と A 丸と一緒に乗船していたが、私は昭和 20 年 7 月 2 日の空襲の後に同船を降りた。」と供述している上、申立人の妻が提出した申立人が生前に書き残した A 丸に乗船していたとする当時の状況を記載したメモは具体的で、その記載されている内容が史実と一致し信憑性^{びんぽう}があることから、申立人が同年 8 月 17 日まで同船に乗船していたことが推認できる。

また、オンライン記録では、申立人が昭和 20 年 4 月 1 日に船員保険資格を喪失していることが確認できるものの、B 社の A 丸における船員保険被保険者名簿には資格喪失日が記録されていない上、同社の別の船員保険被保険者名簿には、申立人の前後の被保険者 36 人全員の備考欄に 20 年 4 月 1 日と記載されており、その標準報酬等級は、同日に施行された船員保険法の標準報

酬月額改正後の標準報酬等級と一致していることが確認できる。

さらに、船員保険被保険者名簿から確認できた同僚二人について調査したところ、一人は船員保険被保険者台帳の変更欄に昭和20年4月1日と記載されているものの、資格喪失日は記録されておらず、もう一人は19年4月10日及び20年4月1日に資格取得した記録は確認できるものの、資格喪失日は記録されていない。

これらを、総合的に判断すると、申立人が主張する昭和20年8月17日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社のA丸における昭和20年4月1日の記録から、120円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月6日から同年10月15日まで

私は、A社に昭和42年3月1日に入社し、勤務していたが、同年8月に同事業所がB社（現在は、C社）を設立した際、同事業所の取締役次長として異動した。異動してからも厚生年金保険料は継続して控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が発行した在籍証明書及び申立人の人事記録から判断すると、申立人が、申立期間において継続して勤務（昭和46年8月2日にA社からB社に異動）していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、B社は、昭和46年10月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。しかし、申立人は、「B社が設立された当初は、営業職の従業員しか勤務していなかった。」と供述している上、複数の同僚から「社会保険等の事務手続は、A社で行われていた。」と供述しており、事業主は「申立期間の給与も、親会社であるA社で継続して支払っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事記録において確認できる異動日は昭和46年8月2日であるが、

前述の同僚の供述及び事業主の回答から、申立人は申立期間においても継続してA社の厚生年金保険被保険者であったと考えられる。したがって、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年10月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1146

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から45年5月19日まで
B社に勤務中、各チェーン店の応援等に出向していた。したがってA社もその一つとして認識していたため、加入期間の空白は考えられない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の監査役及び複数の同僚の供述並びに雇用保険の記録から、申立人は申立期間に同事業所で継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の監査役は「雇用保険に加入していれば、厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除していた。」と供述している。

さらに、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚（前述の監査役の弟）に照会したところ、「私が当該事業所で勤務していた時、申立人も勤務していた。厚生年金保険料は給料から控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は申立期間に係る保険料を納付したと主張しているが、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月31日から同年6月1日まで

昭和56年6月1日にB社の代表取締役役に就任したが、それまでは関連会社であるA社に勤務しており、厚生年金保険の空白期間は無いはずである。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の事務担当者及び申立人と同時期に同社からB社に異動した同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和56年6月1日に同社からB社に異動）していたことが推認できる。

また、当該事務担当者は、「申立人の退職日を誤って厚生年金保険の資格喪失日として社会保険事務所（当時）へ届出しており、他の従業員についても資格喪失日を訂正してもらったことがある。厚生年金保険料は当月の給与から控除しており、申立人の昭和56年5月分の給与からも控除していた。」と回答しており、オンライン記録によると、資格喪失日が月末日から翌月初日に訂正処理されている者が複数存在することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年4月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 56 年 5 月 31 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から52年3月1日まで

私は、昭和51年3月にA社を退職したが、同年7月1日に同社へ再就職した。しかし、厚生年金保険の加入記録には8か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の実弟が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の有給休暇一覧表により、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが確認できる。

また、A社は昭和62年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した元代表取締役等に照会したところ、「申立人は私の部下だった。会社は新しく入社した者に対して、1か月の見習い期間があったが、再入社した者には必要が無かったため見習い期間は無かった。見習い期間が過ぎると同時に厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給料から控除していた。」と回答している。

さらに、複数の同僚から「申立人は一度会社を辞めているが、2か月ぐらい経ってからA社へ再就職した。再就職しても退職前と同様に営業をしていた。再就職すれば試用期間は無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和52年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元代表取締役は保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 4 日から 34 年 3 月 21 日まで

A社、B社及びC社と勤務した後、実家に戻ることにになり、その時に脱退手当金をもらったが、その後のD社に勤務していた期間については、脱退手当金を請求した記憶は無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間前に勤務していたA社における厚生年金保険被保険者期間（昭和 28 年 5 月 1 日から 30 年 9 月 20 日までの 28 か月。）、B社における被保険者期間（昭和 30 年 11 月 1 日から 32 年 8 月 20 日までの 21 か月。）、C社における被保険者期間（昭和 32 年 9 月 15 日から 33 年 5 月 30 日までの 8 か月。）及び申立期間（4 か月）を合算した 61 か月が昭和 34 年 5 月 26 日に支給決定されていることが確認できるとともに、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、A社、B社及びC社における被保険者期間に係る脱退手当金を、C社退職直後に受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人のD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 5 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月6日から33年4月30日まで
高校を卒業後、父親が経営するA社に就職し、昭和46年に同社が廃業するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚のうち、連絡先が判明した3人に照会したところ、そのうちの2人は、「申立人は、申立期間のころは大学へ行っており、当該事業所には勤務していなかったと思う。」と供述している。

また、A社の申立期間当時の事業主であった申立人の父親は既に他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が在籍していたと主張する大学に申立人の在籍期間について照会したところ、「申立人の本学での在籍期間は、昭和29年4月17日から33年3月25日までである。」との回答があった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和28年7月1日資格取得、30年10月6日資格喪失、33年4月30日に新たな健康保険整理番号により再度資格取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 3 日まで

昭和 41 年 7 月に A 社を退職して 3 か月経ったころ、社会保険事務所（当時）から通知が来て郵便局でお金を受け取ったが、脱退手当金を請求した記憶は無く、脱退手当金として受け取った記憶も無い。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 10 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている、申立人以外で脱退手当金の受給資格があり、申立人の資格喪失日である昭和 41 年 7 月前後（昭和 37 年 3 月から 44 年 3 月までの期間）に資格を喪失した 85 人（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、65 人について支給記録が確認でき、そのうち 60 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給されている上、資格喪失日が同日の者について、脱退手当金の支給日も同日である者が複数確認できることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、郵便局で何か分からないお金は受け取った記憶はあるが、厚生年金保険を脱退した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②から⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 15 日から 32 年 10 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から 39 年 3 月 24 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 5 月 12 日まで
④ 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 5 月 3 日まで
⑤ 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで
⑥ 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 11 月 10 日まで

私は、船員手帳に記載されているとおり、A丸に昭和 31 年 9 月 15 日から乗船していたが、船員保険の記録では 32 年 10 月 1 日資格取得となっている。申立期間①について船員保険被保険者として認めてほしい。また、申立期間②から⑥について、船員保険被保険者期間における標準報酬月額も調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳により申立人がA丸に乗船していたことが推認できる。

しかし、申立期間①当時、A丸の船舶所有者であったB社は既に閉鎖している上、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の代表取締役等に照会を試みたものの、連絡が取れないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿により、申立人と同日（昭和 32 年 10 月 1 日）に同社の船員保険被保険者資格を取得している同僚が 3 人確認で

きるが、そのうちの1人しか連絡先が判明せず、当該同僚からも文書照会に対する回答が無いことから、申立期間①当時における申立人の勤務実態及び船員保険の適用状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の船員保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間②から⑥について、申立人は当時、支給されていた報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、申立期間②から⑤に係る申立人から提出された船員手帳の給料欄に記載されている金額と、当該期間の標準報酬月額はほぼ同額であることが確認できる上、申立期間②から⑥に乗船していたC丸において船員保険被保険者であった複数の同僚の標準報酬月額を調査したところ、申立人の標準報酬月額よりも低い者もあり、申立人のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間②から⑥当時のC丸の経理担当者に照会したものの、「当時の事業主、船長は既に他界している上、賃金台帳等の資料は無く、船員保険の標準報酬月額に係る取扱いも記憶に無い。」と供述していることから、申立人の申立期間②から⑥に係る標準報酬月額について回答を得ることができなかった。

さらに、C丸の申立人に係る船員保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間②から⑥において申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②から⑥について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 15 日まで
私は、昭和 29 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月 1 日から A 社に運転助手として勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録は、入社から 13 か月が空白になっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。また、入社日を記憶している同僚について A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を確認した結果、本人が記憶している入社時期の 2 か月から 1 年後に厚生年金保険資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。